

介護予防・日常生活支援総合事業における 訪問型サービス（現行相当・サービスA）重要事項説明書

当事業所は、介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービス（現行相当・サービスA）の提供の開始にあたり、事業所の概要、提供されるサービス内容及び契約上ご注意頂きたいこと等を次のとおり説明します。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	特定非営利活動法人あいあい
主たる事務所の所在地	三重県尾鷲市矢浜一丁目15番45号
代表者（職名・氏名）	理事 湯浅 しおり
設立年月日	平成12年12月22日
電話番号	0597-23-3007

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	在宅ケアグループあいあい		
サービスの種類	訪問型サービス（現行相当・サービスA）		
事業所の所在地	三重県尾鷲市矢浜一丁目１５番４５号		
事業所の管理者	渡上　ひとみ		
電話番号	０５９７－２３－３００７		
指定年月日・事業所番号	現行相当	平成１８年４月１日	２４Ａ１００００７４
	サービスA	平成２９年４月１日	
通常の事業の実施地域	尾鷲市・紀北町		

3. 事業の目的と運営の方針

（1）事業の目的

要支援状態等の利用者に対しその利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態等の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すことを目的とします。

（2）運営の方針

- ・利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努め

ます。

- ・事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、紀北広域連合、地域包括支援センター、他のサービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。
- ・訪問型サービス（現行相当・サービスA）の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関への情報の提供を行います。
- ・上記のほか、紀北広域連合が定める基準及びその他の関係法令等の内容を遵守し、事業を実施します。

4. 提供するサービスの内容

サービスの内容は、次のとおりとします。

サービス	内 容
現行相当	身体介護（入浴・排泄等）・生活援助（調理等）
サービスA	日常の掃除・洗濯等の生活援助のみ

5. 営業日時

営業日	月曜日から日曜日
営業時間	24時間

6. 従業者の職種、員数及び職務の内容

（令和 6年10月1日現在）

従業者の職種	常勤	非常勤	職務の内容
管理者	1		訪問介護員の管理、利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握・その他事業の管理
サービス提供責任者 （訪問事業責任者）	4	2	利用申し込みに係る調整、訪問介護員に対する技術指導、訪問介護計画作成
訪問介護員	4	41	訪問型サービスの提供

7. 利用料等

（1）訪問型サービス（現行相当・サービスA）の利用料

【基本部分】

サービス名称	基本利用料	利用者負担 （1割）	利用者負担 （2割）	利用者負担 （3割）
サービスⅠ（現行相当） （週1回程度）	11,760円／月	1,176円	2,352円	3,528円
サービスⅡ（現行相当）	23,490円／月	2,349円	4,698円	7,047円

(週 2 回程度)				
サービス I (現行相当) (週 2 回超える程度)	37,270 円/月	3,727 円	7,454 円	11,181 円
訪問型サービス A 1 (1 回につき) 45 分未満	2,120 円/回	212 円	424 円	636 円
訪問型サービス A 2 (1 回につき) 60 分未満	2,360 円/回	236 円	472 円	708 円

【加算】

- ・初回加算 200 円
- ・介護職員等処遇改善加算 I 上記 1 ヶ月利用料合計の 24.5% (現行相当のみ)
- ・高齢者虐待防止措置実施の有無：基準型
- ・業務継続計画策定の有無：基準型

【減算】

- ・同一建物減算 (サ高住のみ) 上記基本分の 90%

【その他】

- ・介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。
- ・通常事業実施地域を越える訪問については、実施地域を越えた地点から片道 1 km ごとに 50 円頂きます。
- ・事業所にて金銭を預かる場合は、預り金管理費として一月当たり 1,000 円頂きます。
- ・キャンセル料は全額自己負担となりますのでご注意ください。

サービス提供時間の 24 時間前までにご連絡をいただいた場合：無料

それ以降：550 円 (あいあいボランティア料金 30 分と同額)

但し、お客様の当日キャンセルが相次いだ場合、上記有料キャンセル料金を協議の上変更するものとします。

- ・介護度等変更により金額が変更になった場合は、重要事項説明書別紙にて署名をお願いします。

(2) 支払い方法

上記の当月利用料金、その他の費用の請求書は、翌月 15 日までに通知します。翌月末日までに口座引き落とし、指定金融機関への振込み又は現金での支払いをお願いします。

8. サービス従事者の業務

- ・事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたってお客様の生命、身体、財産の安全に配慮するものとします。

9. 緊急時における対応方法

- ・サービス提供中に利用者の体調や容体の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医及び家族等に連絡する等の措置を講じます。

- ・病状等の状況によっては、事業者の判断により救急車による搬送を要請する場合があります。

10. 事故発生時の対応

- ・訪問型サービス（現行相当・サービスA）の提供により事故が発生した場合は、速やかに紀北広域連合、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ・訪問型サービス（現行相当・サービスA）の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。
- ・損害保険会社名 あいおいニッセイ同和損保

11. 苦情相談窓口

（１）サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

相談窓口：在宅ケアグループあいあい

責任者 湯浅しおり 管理者 渡上ひとみ

営業時間：24時間

電話番号：0597-23-3007

（２）行政機関その他の苦情相談窓口

- ・三重国民健康保険団体連合会苦情窓口
電話番号：059-222-4165
- ・紀北広域連合
電話番号：0597-35-0888
- ・各市町村窓口

12. 秘密保持

- ・事業者及びサービス従事者は、サービスを提供する上で知り得たお客様及びその家族等に関する事項を、第三者に漏洩しません。
- ・上記に拘わらず、お客様に医療上必要性がある場合、お客様に係る事業者との連携を図るなど、正当な理由によりお客様又はその家族等の個人情報を用いる必要がある場合には、お客様の事前の合意を書面により得るものとします。

13. 虐待防止

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ・虐待防止に関する担当者を選定しています。
虐待防止に関する担当者 管理者 渡上ひとみ
- ・虐待防止のための対策を検討する委員会を年1回以上定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- ・虐待防止のための指針の整備をしています。
- ・従業者に対して、虐待を防止するために年1回以上定期的な研修を実施するとともに、新規採用時には必ず実施します。

- ・サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1 4. 衛生管理等

事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。また、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ・事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- ・事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ・事業所において、従業者に対し感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施しています。

1 5. 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問型サービス（現行相当・サービスA）の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 6. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性…直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性…身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性…利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

1 7. ハラスメント等

事業所は、適切な訪問型サービス（現行相当・サービスA）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防

止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

18. サービスの利用にあたっての注意事項

- ・サービスの実施に関する指示・命令は全て事業者が行います。但し、事業者はサービス実施にあたってお客様の事情・意向等に配慮します。
- ・訪問予定時間は、交通事情により前後することがあります。

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、本書面にに基づき重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業所所在地	三重県尾鷲市矢浜一丁目15番45号
事業所名	在宅ケアグループあいあい
説明者氏名	

私は、事業者より本書面に基づき重要事項の説明を受け、サービスの提供を受けることに同意しました。

令和 年 月 日

利 用 者 氏 名

代筆者氏名 (続柄)